５　社会福祉法人金ケ崎町社会福祉協議会役員等報酬及び旅費規程

令和３年４月１日改正

（目的）

第１条　この規程は、金ケ崎町社会福祉協議会定款第１０条及び第２５条に基づき役員等の報酬及び旅費に関し必要な事項を定める。

（役員等）

第２条　この規程で役員等とは、次の者をいう。

(1)　理事及び監事

(2)　評議員

(3)　委員会等の委員

(4)　その他会長が必要と認めた者

（報酬の額及び報酬等の支給の基準）

第３条　役員等の報酬等の額及び報酬等の支給の基準については、別表Ａのとおりとし、毎年度の支給総額は、５，７２９，０００円以内とする。

（報酬支給の制限）

第４条　金ケ崎町の一般職員が第２条に定める役員等に就任した場合は、報酬は支給しない。

２　金ケ崎町の町長、副町長、議長、副議長及び議員が社会福祉法人金ケ崎町社会福祉協議会定款第 18 条に定める会長及び副会長に就任した場合は、会長及び副会長の月額報酬は支給せず、理事会・評議員会の開催の都度、理事の日額報酬を支給するものとする。

（旅費の支給）

第５条　本会の役員等の旅費は、別表Ｂのとおりとする。

２　特別な理由により前条により難い場合は、その都度会長が定める額とする。

（旅費の計算）

第６条　旅費は、最も経済的に通常の経路及び方法により出張した場合の旅程により計算する。ただし、業務上必要又はやむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法で旅行し難い場合は、実際の経路及び方法により計算する。

（旅費の種類）

第７条　旅費の種類及び金額は、別表Ｂの種類とする。

（公用車による出張）
第８条　役員等が公用車で出張するときは、第５条の規定に係らず当該公用車を使用した区間の鉄道運賃及び車賃は支給しない。

附　則
この規程は、平成元年７月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成４年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、公布の日から施行し、平成４年７月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成８年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成１２年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成１３年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成１３年８月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成１４年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成１７年１０月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成２１年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成２２年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成２３年２月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成２９年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成３０年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成３１年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、令和３年４月１日から施行する。

別表Ａ

区　　分	報　酬　額	支　給　時　期	支給方法
会長	月額　　７０，０００円	事務局職員の給料の支給日	現金又は口座振込
副会長	月額　　７，０００円		
常務理事	月額　３００，０００円以内		
監事	日額　　５，０００円	監査の都度	
理事・監事	日額　　５，０００円	理事会・評議員会の開催の都度	
評議員	日額　　３，０００円	評議員会の開催の都度	
委員会等の委員	日額　　３，０００円	会議等の開催の都度	

１　会長及び副会長並びに常務理事の支給にあたっては、会長は月５日以上、副会長にあっては月１日以上、常務理事は10日以上の出勤を原則とする。

２　常務理事以外の理事が事務局長を兼ねる場合は、この表によらず、別に定めるところにより、給料を支給する。

３　報酬等の毎年度支給総額の内訳は、会長840,000円以内、副会長84,000円以内、常務理事3,600,000円以内、理事600,000円以内、監事200,000円以内、評議員225,000円以内及び委員会等の委員180,000円以内とする。

別表Ｂ

日当（１日につき）		宿泊料（１日につき）			車賃（１ｋｍにつき）	鉄道賃船賃・航空賃
県　内 一関市・奥州市・北上市・花巻市の日当はなしとする	県　外	町内	県内	県外		
1，500円	2，000円	7，000円	9，800円	11，000円	４０円	実費 旅客運賃

備考　日当及び宿泊料は、東京都及び政令都市滞在中については定額の１０分の３に相当する額を加算した額を支給する。

講師・ボランティア等は、旅費実費のみ支給する。